

新	旧	備 考
<p>第16部</p> <p>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用 又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(d) (省 略)</p> <p>(e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト又はヘルチング(第59.10 項参照)及び技術的用途に供する紡織用繊維製のその他の製品(第59.11 項参照)</p> <p>(f)~(n) (省 略)</p> <p>(o) 第82.07 項の互換性工具、これに類する互換性工具(作用する部分を構成する材料により、例えば、第40類、第42類、第43類、第45類、第59類、第68.04 項又は第69.09 項に属する。)及び機械の部分品として使用する種類のブラシ(第96.03 項参照)</p> <p>(p) 第95類の物品</p> <p>(q) タイプライターリボン又はこれに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたもののは第96.12 項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項(第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第84.85 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項、第85.38 項及び第85.48 項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。</p> <p>(b), (c) (省 略)</p> <p>3 <u>二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。</u></p> <p>4, 5 (省 略) (次葉へ)</p>	<p>第16部</p> <p>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用 又は再生機の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(d) (省 略)</p> <p>(e) 伝動用又はコンベヤ用の紡織用繊維製ベルト(第59.10 項参照)及び技術的用途に供する紡織用繊維のその他の製品(第59.11 項参照)</p> <p>(f)~(n) (省 略)</p> <p>(o) 第82.07 項の互換性工具、これに類する互換性工具(作用する部分を構成する材料により、例えば、第40類、第42類、第43類、第45類、第59類、第68.04 項又は第69.09 項に属する。)及び機械の部分品として使用する種類のブラシ(第96.03 項参照)</p> <p>(p) 第95類の物品</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項(第84.09 項、第84.31 項、第84.48 項、第84.66 項、第84.73 項、第84.85 項、第85.03 項、第85.22 項、第85.29 項、第85.38 項及び第85.48 項を除く。)に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。</p> <p>(b), (c) (省 略)</p> <p>3 <u>二以上の機械を結合して一の複合機械を構成するもの及び二以上の補完的又は選択的な機能を有する機械は、文脈により別に解釈される場合を除くほか、主たる機能に基づいてその所属を決定する。</u></p> <p>4, 5 (省 略) (次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より) 総 説 (省 略)</p> <p>( ) 未完成の機械 (通則 2(a)参照)</p> <p>この部において、機械又は装置には完成した機械のみならず未完成の機械（例えば、部分品を組み合わせたものが、完成品としての重要な形態を有するもの）を含む。したがつて、フライホイール、ベッドプレート、カレンダー、工具用の保持具等のみを欠いた機械は、完成品と同じ項に属し、部分品の項には属しない。同様に、電動機を通常組み込む機械又は装置（例えば、<u>84.67 項の手持電動工具</u>）は、電動機が提示されない場合であつても、該当する完成した機械と同一の項に属する。</p> <p>( ) ~ ( ) (省 略)</p>	<p>(前葉より) 総 説 (省 略)</p> <p>( ) 未完成の機械 (通則 2(a)参照)</p> <p>この部において、機械又は装置には完成した機械のみならず未完成の機械（例えば、部分品を組み合わせたものが、完成品としての重要な形態を有するもの）を含む。したがつて、フライホイール、ベッドプレート、カレンダー、工具用の保持具等のみを欠いた機械は、完成品と同じ項に属し、部分品の項には属しない。同様に、電動機を通常組み込む機械又は装置（例えば、<u>85.08 項の手持電動工具</u>）は、電動機が提示されない場合であつても、該当する完成した機械と同一の項に属する。</p> <p>( ) ~ ( ) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>第8 4類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(d) (省略)</p> <p><u>(e) 第85.09 項の家庭用電気機器及び第85.25 項のデジタルカメラ</u></p> <p>(f) (省略)</p> <p>2~8 (省略)</p> <p>総 説</p> <p>(A) 類の解説</p> <p>(a)~(e) (省略)</p> <p><u>(f) 第85.09 項の家庭用電気機器及び第85.25 項のデジタルカメラ</u></p> <p>(g) (省略)</p>	<p>第8 4類</p> <p>原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(d) (省略)</p> <p><u>(e) 第85.08 項の手持電動工具及び第85.09 項の家庭用電気機器</u></p> <p>(f) (省略)</p> <p>2~8 (省略)</p> <p>総 説</p> <p>(A) 類の解説</p> <p>(a)~(e) (省略)</p> <p><u>(f) 85.08 項の手持電動工具及び第85.09 項の家庭用電気機器</u></p> <p>(g) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.14 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）            (省 略)            この項には、次の物品を含まない。            (a)～(c) (省 略)            (削 除)</p>	<p>84.14 気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン並びに換気用又は循環用のフード（ファンを自蔵するものに限るものとし、フィルターを取り付けてあるかないかを問わない。）            (省 略)            この項には、次の物品を含まない。            (a)～(c) (省 略)  <u>(d) 手持電動工具(電動装置を自蔵するものに限る。)</u></p>	

新	旧	備 考
<p>844.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）  <u>8415.10 - 窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。）</u>            (省 略)  <u>8415.81 - - 冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブ（可逆式ヒートポンプ）を自蔵するもの</u>            (省 略)</p> <p>これらの機器においては、空気の加湿又は乾燥を行なう機構と空気の加熱又は冷却を行なう機構とが別々になつているものもある。しかし、ある種の型式のものは、単一のユニットに空気の温度を変化させると同時に空気中の水分を凝縮して湿度をも変化させる機構を内蔵している。これらのエアコンディショナーは、それが設置されている室内的空気又は室外の空気の取入口を有している場合には新鮮な外気と室内的空気との混合気を冷やすと同時に冷却コイルにより水蒸気を凝縮させて除湿を行う。これらは、通常凝縮物を捕集するための垂れ受け (drip pans) を備えている。</p> <p><u>これらの機器では、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含する、例えば、一体構造の窓又は壁に取り付けるもの（「壁貫通」ユニットと呼ばれる。）がある。または「スプリット - システム」型でユニットを相互に接続して作動するもの、すなわち、室外側に設置された凝縮装置及び室内側に設置された蒸発装置から成るものもある。これらのスプリット - システムはダクトがなく、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。</u></p> <p>この項のエアコンディショナーは、構造上の観点から、空気を循環させる動力駆動式のファン又は送風機のほかに少なくとも次の中のいずれか一つを自蔵していかなければならない。</p> <p>空気の加熱装置（温水、蒸気若しくは加熱空気を通す配管又は電気抵抗器等により加熱される。）及び空気の加湿装置（通常、水の散布器から成る。）若しくは除湿装置            又は 冷却水コイル若しくは冷凍機械を構成する蒸発器（空気の温度を変化させると同時に、凝縮により湿度も変化せるもの）            又は 空気の湿度を変化させるための独立した装置を有するその他の冷却機構            (次葉へ)</p>	<p>844.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。）  <u>8415.10 - 窓又は壁に取り付けるもの（一体構造のものに限る。）</u>            (省 略)  <u>8415.81 - - 冷却ユニット及び冷却加熱サイクルの切換え用バルブを自蔵するもの</u>            (省 略)</p> <p>これらの機器においては、空気の加湿又は乾燥を行なう機構と空気の加熱又は冷却を行なう機構とが別々になつているものもある。しかし、ある種の型式のものは、単一のユニットに空気の温度を変化させると同時に空気中の水分を凝縮して湿度をも変化させる機構を内蔵している。これらのエアコンディショナーは、それが設置されている室内的空気又は室外の空気の取入口を有している場合には新鮮な外気と室内的空気との混合気を冷やすと同時に冷却コイルにより水蒸気を凝縮させて除湿を行う。これらは、通常凝縮物を捕集するための垂れ受け (drip pans) を備えている。</p> <p>(新 設)</p> <p>この項のエアコンディショナーは、構造上の観点から、空気を循環させる動力駆動式のファン又は送風機のほかに少なくとも次の中のいずれか一つを自蔵していかなければならない。</p> <p>空気の加熱装置（温水、蒸気若しくは加熱空気を通す配管又は電気抵抗器等により加熱される。）及び空気の加湿装置（通常、水の散布器から成る。）若しくは除湿装置            又は 冷却水コイル若しくは冷凍機械を構成する蒸発器（空気の温度を変化させると同時に、凝縮により湿度も変化せるもの）            又は 空気の湿度を変化させるための独立した装置を有するその他の冷却機構            (次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p><u>この項に属するのは、特に、可逆式ヒートポンプで、冷却加熱サイクルの切換え用バルブを取り付けた单一の装置により、家屋を暖房及び冷房する両機能を果たすように設計されたものである。冷房サイクルでは、切換えバルブにより、高温高圧の蒸気が室外側コイルに流れ、そこで凝縮中に出された熱が外気に送風される。そして、圧縮された冷媒が室内側コイルに流れ込み、そこで冷媒が気化して熱を吸収し、空気を冷却し、その空気が送風機により家屋の方々に送り込まれる。暖房サイクルでは、冷却加熱サイクルの切換え用バルブの切換えによって冷媒の流れを逆転し、家屋内に熱が出される。</u></p> <p>ある型式のものでは、吸収性物質の吸湿性を利用して除湿するものがある。エアコンディショナーには、外部から加熱源又は冷却源が供給される場合がある。また、これらの機器にはろ過用物質（紡織用繊維材料、グラスウールスチールウール、銅のウール又はエキスパンデッドメタル等）にしばしば油を染みませたものを数層重ねた空気清浄装置が通常取り付けられており、空気はそこを通過することによりちり等が取り除かれる。また、これらの機器には、空気の温度及び湿度を調節するか又は自動制御するための装置を有するものもある。</p> <p><u>この項には、空気中の湿度の調節を温度とは独立して行う機構を有していないのも、凝縮により湿度を変化させる装置も含む。このような装置の例としては、上記の一体構造ユニットとスプリット システムで空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用するもの、並びに冷却用蒸発器及び原動機駆動式送風機を結合したものから成る冷蔵室用装置もある。更に、貨物室の外側に取り付けられたハウジング内に納められた圧縮機、凝縮器及び原動機とコンテナの内部に通風機及び蒸発器とから成るユニットで、貨物自動車、トレーラー又はコンテナの機密室内を加熱又は冷却するためのものも含まれる。</u></p> <p>(次葉へ)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>(新 設)</p> <p>ある型式のものでは、吸収性物質の吸湿性を利用して除湿するものがある。エアコンディショナーには、外部から加熱源又は冷却源が供給される場合がある。また、これらの機器にはろ過用物質（紡織用繊維材料、グラスウールスチールウール、銅のウール又はエキスパンデッドメタル等）にしばしば油を染みませたものを数層重ねた空気清浄装置が通常取り付けられており、空気はそこを通過することによりちり等が取り除かれる。また、これらの機器には、空気の温度及び湿度を調節するか又は自動制御するための装置を有するものもある。</p> <p><u>この項には、空気の湿度の調節を温度とは独立して行う機構を有していないのも、凝縮により湿度を変化させる装置も含む。このような装置の例としては、自蔵式の窓用又は壁貫通型（パッケ - ジ型）のもの並びに冷却用蒸発器及び原動機駆動式送風機を結合したものから成る冷蔵室用のものがある。更に、貨物室の外側に取り付けられたハウジング内に納められた圧縮機、凝縮器及び原動機とコンテナの内部に通風機及び蒸発器とから成るユニットで、貨物自動車、トレーラー又はコンテナの機密室内を加熱又は冷却するためのものをも含まれる。</u></p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より) (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p><u>(b) 84.18 項の非可逆式ヒートポンプ</u></p> <p>(c) (省 略)</p> <p>号の解説 8415.10  <u>この号に含むのは、窓又は壁に取り付けるエアコンディショナー（一体構造のもの又はスプリット・システムのもの）である。</u>  <u>一体構造型エアコンディショナーは、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含し、かつ、一体構造のものである。</u>  <u>「スプリット・システム」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。</u>  <u>ただし、この号に含まないのはダクト式の中央方式空調設備で、ダクトを利用して、冷却された空気を蒸発器から複数の冷房する場所へ運ぶものである。</u>  (省 略)</p>	<p>(前葉より) (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p><u>(b) ヒートポンプ (84.18)</u></p> <p>(c) (省 略)</p> <p>号の解説 8415.10  <u>8415.10 号に含まれる機器は、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含し、かつ、自蔵しているものである。</u>  <u>この号には、建物の外側と内側にそれぞれ取り付けるよう設計された凝縮器と蒸発器を、冷媒配管と電気ケーブルにより相互に結合された「セパレート」型エアコンディショナーを含まない。この号には、また、蒸発器から複数の場所へ冷却された空気を運ぶために複数のダクトを利用するダクト式中央空気調節装置及び空気調節される場所（例えば、部屋）でそれぞれ分離した蒸発器を使用するダクトのない「スプリット・システム」型エアコンディショナーを含まない。</u>  (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により<u>材料を処理する機器</u>（理化学用のものを含み、<u>電気加熱式のもの</u>（第85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。）であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）            (省 略)            この項には、次の物品を含まない。            (a)~(f) (省 略)  <u>(g) 工業用又は理化学用の炉（乾式冶金法による使用済核燃料の分離用のものを含む。）及びマイクロ波オーブン（84.17 又は85.14）</u>            (h)~(m) (省 略)  <u>(n) 電磁誘導又は誘電損失により材料を熱処理するための工業用又は理化学用の機器（マイクロ波機器を含む。）（85.14）</u>  <u>(o), (p)</u> (省 略)            (省 略)</p>	<p>84.19 加熱、調理、ばい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷却その他の温度変化による方法により<u>材料を処理する機器</u>（理化学用のものを含み、<u>電気加熱式</u>であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。）並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器（電気式のものを除く。）            (省 略)            この項には、次の物品を含まない。            (a)~(f) (省 略)  <u>(g) 工業用又は理化学用の炉（乾式冶金法による使用済核燃料の分離用のものを含む。）（84.17 又は85.14）</u>            (h)~(m) (省 略)            (新 設)  <u>(n), (o)</u> (省 略)            (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.30 その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壤用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機</p> <p>（省 略） （削 除） （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（省 略） （ ）突固め用機械 (A) (省 略)</p> <p>(B) 突固め機：道路建設、鉄道線路の砂利の突固め等に使用されるもので、自走式でないもの。ただし、手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機を自蔵するものに限る。）を含まない（84.67）。</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>（ ）採掘用、切削用又はせん孔用の機械 （省 略）</p> <p>(A) 岩、炭層等をせん孔する機械及び衝撃式切削機：これらの機械の中においては、ドリルが直線的切削をするために往復動をする。しかし、この項には、ニューマチックツール、液圧式のもの及び原動機を自蔵する手持工具を含まない。（84.67）。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また次の物品を含まない。</p> <p>(a), (b) (省 略)</p> <p>(c) <u>84.67 項の動力駆動式手持工具</u>（例えば、つるはし機、突固め機及びせん孔機）。</p> <p>(d) (省 略)</p>	<p>84.30 その他の移動用、地ならし用、削り用、掘削用、突固め用、採掘用又はせん孔用の機械（土壤用、鉱物用又は鉱石用のものに限る。）並びにくい打ち機、くい抜き機及び除雪機</p> <p>（省 略） <u>8430.62 - - スクレーパー</u> （省 略）</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>（省 略） （ ）突固め用機械 (A) (省 略)</p> <p>(B) 突固め機：道路建設、鉄道線路の砂利の突固め等に使用されるもので、自走式でないもの。ただし、手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機を自蔵するものに限る。）を含まない（84.67 又は85.08）。</p> <p>(C) (省 略)</p> <p>（ ）採掘用、切削用又はせん孔用の機械 （省 略）</p> <p>(A) 岩、炭層等をせん孔する機械及び衝撃式切削機：これらの機械の中においては、ドリルが直線的切削をするために往復動をする。しかし、この項には、ニューマチックツール、液圧式のもの及び原動機を自蔵する手持工具を含まない。（84.67 又は85.08）。</p> <p>（省 略）</p> <p>この項には、また次の物品を含まない。</p> <p>(a), (b) (省 略)</p> <p>(c) 動力駆動式手持工具（例えば、つるはし機、突固め機及びせん孔機）。<u>ニューマチックツール、液圧式のもの及び電気式でない原動機を自蔵するものは84.67 項に、電気式のものは85.08 項にそれぞれ属する。</u></p> <p>(d) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のペーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第84.37 項の機械を除く。）            (省 略)            ただし、この項には、可搬式の機械で、例えば、芝を刈り込むもの、壁若しくは境栽沿いに草刈りをするもの又は繁みの下草を刈り取るものを含まない。これらの機械は、軽金属製のフレーム内に自蔵される内燃機関又は金属の柄の搭載された電動機と切削装置（通常1本以上の細いナイロン糸から成る。）とにより構成される。これらは<u>84.67 項</u>に属する。            (省 略)</p>	<p>84.33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のペーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第84.37 項の機械を除く。）            (省 略)            ただし、この項には、可搬式の機械で、例えば、芝を刈り込むもの、壁若しくは境栽沿いに草刈りをするもの又は繁みの下草を刈り取るものを含まない。これらの機械は、軽金属製のフレーム内に自蔵される内燃機関又は金属の柄の搭載された電動機と切削装置（通常1本以上の細いナイロン糸から成る。）とにより構成される。これらは<u>84.67 項</u>又は<u>85.08 項</u>に属する。            (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は 加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(h) (省略)</p> <p>(ij) 木材用の加工機械 (84.65 <u>又は84.67</u>)</p> <p>(k)～(m) (省略)</p> <p>(省略)</p>	<p>84.36 その他の農業用、園芸用、林業用、家きん飼育用又は養蜂用の機械（機械装置又は 加熱装置を有する発芽用機器を含む。）並びに家きんのふ卵器及び育すう器 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)～(h) (省略)</p> <p>(ij) 木材用の加工機械 (84.65 <u>又は84.67</u> 又は85.08)</p> <p>(k)～(m) (省略)</p> <p>(省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.42 活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用のコンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56 項から第84.65 項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリングラフィックストーン (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(h) (省 略)</p> <p><u>(ij) 電動式の手持ち砂目付け機 (84.67 )</u></p> <p><u>(k)~(m)</u> (省 略)</p> <p>(n)~(r) (省 略)</p>	<p>84.42 活字鋳造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用のコンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56 項から第84.65 項までの加工機械を除く。）、活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリングラフィックストーン (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(h) (省 略)</p> <p><u>(m) 電動式の手持ち砂目付け機 (85.08 )</u></p> <p><u>(ij)~(l)</u> (省 略)</p> <p>(n)~(r) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.43 印刷機（第84.42 項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）及びインクジェット方式の印刷機（第84.71 項の物品を除く。）並びに印刷用補助機械 (省 略)</p>	<p>84.43 印刷機（インクジェット方式の印刷機を含むものとし、第84.71 項の物品を除く。）及び印刷用補助機械 (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.58 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。） (省 略)</p> <p>この項の旋盤（ターニングセンターを含む。）は、切削その他の方法で金属を取り除くことにより、金属の表面加工を行う機械である。</p> <p>この機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより84.67 項の手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）とは区別される。 (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(c) (省 略)</p> <p>(d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機<u>（電気式であるかないかを問わない。）</u>を自蔵するものに限る。）(84.67 ) (削 除) (省 略)</p> <p><u>(e)</u></p>	<p>84.58 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。） (省 略)</p> <p>この項の旋盤（ターニングセンターを含む。）は、切削その他の方法で金属を取り除くことにより、金属の表面加工を行う機械である。</p> <p>この機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより84.67 項の手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）<u>及び85.08 項の手持電動工具（電動装置を自蔵するものに限る。）</u>とは区別される。 (省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(c) (省 略)</p> <p>(d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は<u>電気式でない</u>原動機を自蔵するものに限る。）(84.67 ) (e) (省 略) (f) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）        (省 略)        この項には、金属を取り除くことにより穴あけ、中ぐり、フライス削り、ねじ切り又はねじ立てを行う加工機械を含む。ただし、84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）は属しない。        一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項の手持工具とは区別される。        (省 略)        この項には、次の物品を含まない。        (a)~(d) (省 略)        (e) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機<u>電気式であるかないかを問わない。</u>）を自蔵するものに限る。）(84.67 )        (削 除)        (f) (省 略)</p>	<p>84.59 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）        (省 略)        この項には、金属を取り除くことにより穴あけ、中ぐり、フライス削り、ねじ切り又はねじ立てを行う加工機械を含む。ただし、84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）は属しない。        一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項又は85.08 項の手持工具とは区別される。        (省 略)        この項には、次の物品を含まない。        (a)~(d) (省 略)        (e) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は<u>電気式でない</u>原動機を自蔵するものに限る。）(84.67 )        (f) (省 略)        (g) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他<sup>と</sup>の他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05項の手道具及び手工具並びに84.67項の手持工具とは区別される。 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(d) (省略)</p> <p>(e) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）（84.67）</p> <p>(f) (省略) (削除) (省略)</p> <p>(g)</p>	<p>84.60 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他<sup>と</sup>の他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05項の手道具及び手工具並びに84.67項又は85.08項の手持工具とは区別される。 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(d) (省略)</p> <p>(e) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）（84.67）</p> <p>(f) (省略) (g) (省略) (h) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.61 平削り盤、形削り盤、立削り盤、プローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）            (削除)            (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項の手持工具とは区別される。この項には、次の物品を含む。            (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。            (a)~(c) (省略)</p> <p>(d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機<u>電気式であるかないかを問わない。</u>）を自蔵するものに限る。）(84.67 )            (削除)            (省略)</p> <p><u>(e)</u></p>	<p>84.61 平削り盤、形削り盤、立削り盤、プローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）  <u>8461.10 - 平削り盤</u>            (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項又は85.08 項の手持工具とは区別される。この項には、次の物品を含む。            (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。            (a)~(c) (省略)</p> <p>(d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は<u>電気式でない</u>原動機を自蔵するものに限る。）(84.67 )  <u>(e)</u> (省略)  <u>(f)</u> (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.62 錫造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォーリングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、<sup>せん</sup>剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。） (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項の手持工具とは区別される。 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a), (b) (省略)</p> <p>(c) 手持工具（ニュ-マチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）(84.67 )</p> <p>(d), (e) (省略) (削除)</p> <p><u>(f)</u> (省略)</p>	<p>84.62 錫造機、ハンマー、ダイスタンピングマシン、ベンディングマシン、フォーリングマシン、ストレートニングマシン、フラットニングマシン、<sup>せん</sup>剪断機、パンチングマシン及びノッチングマシン（プレスを含むものとし、金属加工用のものに限る。）並びにその他のプレス（金属又は金属炭化物の加工用のものに限る。） (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項又は85.08 項の手持工具とは区別される。 (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a), (b) (省略)</p> <p>(c) 手持工具（ニュ-マチックツール、液圧式のもの又は電気式でない原動機を自蔵するものにするものに限る。）(84.67 )</p> <p>(d), (e) (省略) <u>(f)</u> (省略) <u>(g)</u> (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.63 その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）            (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項の手持工具とは区別される。            (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(c) (省略)</p> <p>(d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機<u>電気式であるかないかを問わない。</u>）を自蔵するものに限る。) (84.67)            (削除)            (省略)</p> <p>(e)</p>	<p>84.63 その他の加工機械（金属又はサーメットの加工用のもので、これらを取り除くことなく加工するものに限る。）            (省略)</p> <p>一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項又は85.08 項の手持工具とは区別される。            (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(c) (省略)</p> <p>(d) 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は<u>電気式でない</u>原動機を自蔵するものに限る。) (84.67)            (省略)            (f) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械        (省 略)        一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項の手持工具とは区別される。        (省 略)        この項には、次の物品を含まない。        (a)~(c) (省 略)        (d) 手持工具 (ニュ - マチックツール、液圧式のもの又は原動機 <u>電気式であるかないかを問わない。</u> )を自蔵するものに限る。 ) (84.67 )        (e) (省 略)        (削 除)</p>	<p>84.64 石、陶磁器、コンクリート、石綿セメントその他これらに類する鉱物性材料の加工機械及びガラスの冷間加工機械        (省 略)        一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項又は85.08 項の手持工具とは区別される。        (省 略)        この項には、次の物品を含まない。        (a)~(c) (省 略)        (d) 手持工具 (ニュ - マチックツール、液圧式のもの又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。 ) (84.67 )        (e) (省 略)        (f) (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組み立て用のものを含む。）        （省 略）        一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項の手持工具とは区別される。        （省 略）        この項には、次の物品を含まない。        (a), (b) （省 略）        (c) 手持工具（ニュ - マチックツール、液圧式のもの又は原動機<u>電気式であるかないかを問わない。</u>）を自蔵するものに限る。）(84.67 )        （削 除）     </p>	<p>84.65 木材、コルク、骨、硬質ゴム、硬質プラスチックその他これらに類する硬質物の加工機械（くぎ打ち用、またくぎ打ち用、接着用その他の組み立て用のものを含む。）        （省 略）        一般に加工機械は動力駆動式のものであるが、手動式又は足踏み式の機械でこれに類する物品もこの項に属する。手動式又は足踏み式の機械は、通常、床、台、壁又は他の機械に取り付けられるように設計されていて、そのため通常はベースプレート、取付けフレーム、スタンド等を有しており、このことにより、82.05 項の手道具及び手工具並びに84.67 項又は85.08 項の手持工具とは区別される。        （省 略）        この項には、次の物品を含まない。        (a), (b) （省 略）        (c) 手持工具（ニュ - マチックツール、液圧式のもの又は<u>電気式でない</u>原動機を自蔵するものに限る。）(84.67 )        (d) （省 略）     </p>	

新	旧	備 考
<p>84.66 第84.56 項から第84.65 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー (省略)</p> <p>(1) ツールホルダー:加工する工具を保持し、案内し、操作するとともにこのような工具の交換を可能にするものである。これには非常に様々な型式のものがある。例えば、チャック、ねじ用又はドリル用のコレット、旋盤の刃物台、自動開きダイヘッド。グラインディングホイールホルダー、ホーニング機用のホーニングボディ、中ぐり棒、タレット旋盤のタレット等がある。</p> <p><u>この項には、また、手で操作するように設計した工具用のツールホルダーを含む。このようなホルダーは、通常、82.05 項又は84.67 項の工具用に設計されている。しかし、この項には、フレキシブルシャフトに装備するためのホルダーも属する(84.67 項及び85.01 項の解説参照)。</u></p> <p>(2)~(7) (省略) (省略)</p>	<p>84.66 第84.56 項から第84.65 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(工作物保持具、ツールホルダー、自動開きダイヘッド、割出台その他加工機械用の特殊な附属装置を含む。)並びに手持工具用ツールホルダー (省略)</p> <p>(1) ツールホルダー:加工する工具を保持し、案内し、操作するとともにこのような工具の交換を可能にするものである。これには非常に様々な型式のものがある。例えば、チャック、ねじ用又はドリル用のコレット、旋盤の刃物台、自動開きダイヘッド。グラインディングホイールホルダー、ホーニング機用のホーニングボディ、中ぐり棒、タレット旋盤のタレット等がある。</p> <p><u>この項には、また、手で操作するように設計した工具用のツールホルダーを含む。このようなホルダーは、通常、82.05 項、84.67 項又は85.08 項の工具用に設計されている。しかし、この項には、フレキシブルシャフトに装備するためのホルダーも属する(85.01 項及び85.08 項の解説参照)。</u></p> <p>(2)~(7) (省略) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>844.67 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないかを問わない。）を自蔵するものに限る。）</p> <p>- ニューマチックツール (省略)</p> <p>8467.19 - - その他のもの - 電動機を自蔵するもの</p> <p>8467.21 - - ドリル</p> <p>8467.22 - - のこぎり</p> <p>8467.29 - - その他のもの - その他の工具 (省略)</p> <p>8467.99 - - その他のもの</p> <p><u>この項には、電動機、圧縮空気原動機（又は圧縮空気で作動するピストン）、内燃機関その他の原動機（例えば、小型の液体タービン）を自蔵する工具を含む。圧縮空気原動機は、一般に外部の圧縮空気源により作動する。内燃機関の場合は、点火用の電池が分離されていることもある。ニューマチックツールでは、場合によつては圧縮空気の作用が液圧で補われるものもある。</u></p> <p><u>この項には、手持工具のみを含む。「手持工具」とは、使用するときは手で支持するように設計された工具を意味するが、より重い工具（例えば、土壤突固め機）で可搬式の物品も属する。後者は、すなわち特に作業中において使用者が手で持ち上げたり動かしたりすることができるもので、また作業中に手で操作及び制御することができるよう設計されているものである。作業中に工具の全重量を支持することから来る疲労を防ぐために、補助的な支持具（例えば、三脚、ジャックレッゲ、持ち上げ用滑車装置）を使用することがある。</u></p> <p><u>しかしながら、この項のある種の手持電動工具は、一時的に支持具に固定することができる取付具を有している。この場合、工具が本質的に上記に定める「手持ち用」のものである場合に限り、工具とともに提示する支持具は、ともにこの項に属する。</u></p> <p><u>この項の電動工具の中には、例えば、作業中においてちりを除去し、かつ、補集するための回転羽根及びちり袋のような補助装置を取り付けたものがある。</u></p> <p>(次葉へ)</p>	<p>844.67 手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は電気式でない原動機を自蔵するものに限る。）</p> <p>- ニューマチックツール (省略)</p> <p>8467.19 - - その他のもの (新設)</p> <p>- その他の工具 (省略)</p> <p>8467.99 - - その他のもの</p> <p><u>この項には、圧縮空気原動機（又は圧縮空気で作動するピストン）、内燃機関その他の電気式でない原動機（例えば、小型の液体タービン）を自蔵する工具を含む。圧縮空気原動機は、一般に外部の圧縮空気源により作動する。内燃機関の場合は、点火用の電池が通常分離されている。ニューマチックツールでは、場合によつては圧縮空気の作用が液圧で補われるものもある。</u></p> <p><u>この項には、手持工具のみを含む。「手持工具」とは、使用するときは手で支持するように設計された工具を意味するが、より重い工具（例えば、土壤突固め機）で可搬式の物品も属する。後者は、すなわち特に作業中において使用者が手で持ち上げたり動かしたりすることができるもので、また作業中に手で操作及び制御することができるよう設計されているものである。作業中に工具の全重量を支持することから来る疲労を防ぐために、補助的な支持具（例えば、三脚、ジャックレッゲ、持ち上げ用滑車装置）を使用することがある。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(次葉へ)</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>この項には、重量、寸法等が大きすぎるために前記のように手持ちすることができないことが明らかな工具を含まない。また、壁、台、床等に据え付けるためのベースプレートその他の装置を取り付けた工具（可搬式のものであるかないかを問わない。）及びレール上を走行するための装置を有する工具（例えば、鉄道用のまくら木の溝切り又は穴あけをする機械）も含まない。</p> <p>この項には、更に一以上の工具を有するツールホルダー、及びフレキシブルシャフトを有する別のピストン式の火花点火内燃機関又は別の電動機から成るコンビネーションを含まない。ツールホルダーは、84.66 項に、フレキシブルシャフトを有する原動機は84.07 又は85.01 項に、そして工具はそれぞれ該当する項に属する。</p> <p>この項の工具は、種々の材料の加工用の工具を含み、種々の工業で使用される。</p> <p>上記の条件に基づき、この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 穴あけ用、ねじ立て用又はリーマ通し用の機械</p> <p>(2) せん孔機、削岩機その他これらに類する物品</p> <p>(3) レンチ、ドライバー、ナット締め</p> <p>(4) 平削り用、整形用、表面仕上げ用又はこれらに類する物品</p> <p>(5) やすり装置、研削機、サンダー、研磨機その他これらに類する物品</p> <p>(6) ワイヤープラシ機</p> <p>(7) 丸のこ及びチェーンソーその他これらに類する物品</p> <p>(8) チッピングハンマー、スケール除去用ハンマー、かしめハンマー、リベットハンマー及びコンクリート破碎機のような種々の型式のハンマー</p> <p>(9) 締付け式のリベット打ち機及びリベットバスター (Rivet busters)及びその他たがねを使用して作動する器具</p> <p>(10) 金属板の切断機（剪断型又はニブリング型）</p> <p>(11) 砂の突固め機、鑄物から中子を取り除く工具及び鋳造用型の加振機</p> <p>(12) 道路建設用又は保守用の土壤突固め機械</p> <p>(13) 自動式のすき</p> <p>(14) コンクリートの打込み及び凝結を促進するコンクリート加振機</p> <p>(15) 生垣の刈込機</p> <p>(16) 液圧駆動式のボイラー用湯あか落とし機</p> <p>(17) 自動車修理場等に使用する圧縮空気式グリースガン</p> <p>（次葉へ）</p>	<p>(前葉より)</p> <p>この項には、重量、寸法等が大きすぎるために前記のように手持ちすることができないことが明らかな工具を含まない。また、壁、台、床等に据え付けるためのベースプレートその他の装置を取り付けた工具（可搬式のものであるかないかを問わない。）及びレール上を走行するための装置を有する工具（例えば、鉄道用のまくら木の溝切り又は穴あけをする機械）も含まない。</p> <p>この項には、更に一以上の工具を有するツールホルダー及びフレキシブルシャフトを有する別のピストン式の火花点火内燃機関から成るコンビネーションを含まない。ツールホルダーは、84.66 項に、フレキシブルシャフトを有するピストン式の火花点火内燃機関は84.07 項に、そして工具はそれぞれ該当する項に属する。</p> <p>（新 設）</p> <p>上記の条件に基づき、この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) 穴あけ用、ねじ立て用又はリーマ通し用の機械</p> <p>(2) せん孔機、削岩機等</p> <p>(3) レンチ、ドライバー、ナット締めその他これらに類する物品</p> <p>(4) やすり装置、研削機、サンダー、研磨機等</p> <p>(5) ワイヤープラシ機</p> <p>(6) 丸のこ及びチェーンソー</p> <p>(7) チッピングハンマー、スケール除去用ハンマー、かしめハンマー、リベットハンマー及びコンクリート破碎機のような種々の型式のハンマー</p> <p>(8) 締付け式のリベット打ち機</p> <p>(9) 金属板の切断機（剪断型又はニブリング型）</p> <p>(10) 鑄物砂の突固め機、鑄物から中子を取り除く工具及び型の加振機</p> <p>(11) 道路建設用等の土壤突固め機械</p> <p>(12) 自動式のすき</p> <p>(13) コンクリートの打込み及び凝結を促進するコンクリート加振機</p> <p>(14) 液圧駆動式のボイラー用湯あか落とし機</p> <p>(15) 自動車修理場等に使用する圧縮空気式グリースガン</p> <p>(16) 可搬式の機械で、例えば、芝を刈り込むもの、壁若しくは境栽沿いに草刈りをするもの又は繁みの下草を刈り取るもの。これらの機械は、軽金属製のフレーム内に内燃機関を自蔵し、また1本以上の細いナイロン糸から成る切断装置を有している。</p> <p>(17) 可搬式の草刈機で、自蔵した内燃機関、ドライブシャフト（リジッド又はフレキシブル）及びツールホルダーを有し、ツールホルダーに据え付けるための交換式の切断用の道具とともに提示されるもの</p> <p>（次葉へ）</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>(18) 可搬式の機械で、例えば、芝を刈り込むもの、庭の隅、壁若しくは境栽沿いに草刈りをするもの又は繁みの下草を刈り取るもの。これらの機械は、軽金属製のフレーム内に原動機を自蔵し、また1本の細いナイロン糸から成る切断装置を有している。</p> <p>(19) 可搬式の草刈機で、自蔵した原動機、ドライブシャフト（リジッド又はフレキシブル）及びツールホルダーを有し、ツールホルダーに据え付けるための交換式の切断用の道具とともに提示されるもの</p> <p>(20) 既製服工業用の布地裁断機</p> <p>(21) 削刻用工具</p> <p>(22) 電気手はさみ（固定された刃及び組み込まれた電動機によつて作動する可動の刃とから成り、洋服仕立屋及び帽子屋の作業室、家庭等で使用される。）</p> <p><u>部分品</u></p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の工具の部分品（84.66 項のツールホルダーを除く。）は、この項に属する。</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>この項には、次の物品も含まない。</p> <p>(a) 石製、陶磁製又は凝結した研磨材製のグラインディングホイール、研削用ホイール、研磨用ホイール、切断用ホイールその他これらに類するもの (68.04 )</p> <p>(b) 82類の工具</p> <p>(c) 空気圧縮機 (84.14 )</p> <p>(d) 液体用又は粉用の噴霧器、手で操作するスプレーガン、砂の吹付け機その他これらに類する機器 (84.24 )</p> <p>(e) 電動式芝刈機 (84.33 )</p> <p>(f) 家庭用電気機器 (85.09 )</p> <p>(g) 電気かみそり、電気バリカン、脱毛機 (85.10 )</p> <p>(h) 医療用又は歯科用の電動式手工具 (90.18 )</p>	<p>(前葉より)</p> <p><u>部分品</u></p> <p>部分品の所属に関する一般的規定（16部の総説参照）によりその所属を決定する場合を除くほか、この項の工具の部分品（84.66 項のツールホルダーを除く。）は、この項に属する。</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 石製、陶磁製又は凝結した研磨材製のグラインディングホイール、研削用ホイール、研磨用ホイール、切断用ホイールその他これらに類するもの (68.04 )</p> <p>(b) 82類の工具</p> <p>(c) ピストン式火花点火内燃機関 (84.07 )</p> <p>(d) 空気圧縮機 (84.14 )</p> <p>(e) 液体用又は粉用の噴霧器、砂の吹付け機その他これらに類する機器 (84.24 )</p>	

新	旧	備 考
<p>841.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械および符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） (省略) 8471.50 - ディジタル式処理装置（第8471.41号又は第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。） (省略)</p>	<p>841.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読み取り機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械および符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） (省略) 8471.50 - ディジタル式処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。） (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.73 第84.69 項から第84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a)~(f) (省略) (g) <u>タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものは、第96.12項に属する。その他のリボンは、その構成する材料により該当する項に属する。)</u></p>	<p>84.73 第84.69 項から第84.72 項までの機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品(カバー、携帯用ケースその他これらに類する物品を除く。) (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a)~(f) (省略) (g) <u>タイプライターリボンその他これに類するリボン(スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。) (96.12)</u></p>	

新	旧	備 考
<p>84.74 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び涅和機（固体状、粉状又はペースト状の土壤、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鑄物用砂型の造型機 (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) <u>(e) コンクリート加振機 (84.67 又は84.79)</u> <u>(f)</u> (省略) <u>(g)</u> (省略) (h)～(k) (省略)</p>	<p>84.74 選別機、ふるい分け機、分離機、洗浄機、破碎機、粉碎機、混合機及び涅和機（固体状、粉状又はペースト状の土壤、石、鉱石その他の鉱物性物質の処理用のものに限る。）、凝結機及び成形機（固体鉱物燃料、セラミックペースト、セメント、プラスターその他の粉状又はペースト状の鉱物性物品の処理用のものに限る。）並びに鑄物用砂型の造型機 (省略) この項には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省略) <u>(g) コンクリート加振機(84.67、84.79 又は85.08)</u> <u>(e)</u> (省略) <u>(f)</u> (省略) (h)～(k) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類のほかの項に該当するものを除く。）            (省略)            ( ) その他の種々の機械類            このグループには、次の物品を含む。            (1)~(10) (省略)            (11) ポルト締め機、ポルト抜き機及び金属製のしんを取り出す機械（82類の手道具及び手工具、<u>小型の手持工具（ニューマチックツール、液圧式のもの又は原動機（電気式であるかないか）を問わない。）を自戻するものに限る。</u>）  <u>（84.67）を含まない。</u>            (12)~(31) (省略)            (省略)</p>	<p>84.79 機械類（固有の機能を有するものに限るものとし、この類のほかの項に該当するものを除く。）            (省略)            ( ) その他の種々の機械類            このグループには、次の物品を含む。            (1)~(10) (省略)            (11) ポルト締め機、ポルト抜き機及び金属製のしんを取り出す機械（82類の手道具及び手工具、<u>小型の手持ニューマチックツール又は液圧式の工具（84.67）並びに手持電動工具（85.08）を含まない。</u>）            (12)~(31) (省略)            (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>84.81 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。） (省略)</p> <p>8481.30 - <u>逆止弁</u> (省略) この項には、次の物品を含む。 (1) <u>逆止弁</u>（例えば、スイング型逆止弁及び玉弁） (2)~(19) (省略) (省略)</p>	<p>84.81 コック、弁その他これらに類する物品（減圧弁及び温度制御式弁を含むものとし、管、かん胴、タンクその他これらに類する物品用のものに限る。） (省略)</p> <p>8481.30 - <u>逆止弁</u> (省略) この項には、次の物品を含む。 (1) <u>逆止弁</u>（例えば、スイング型逆止弁及び玉弁） (2)~(19) (省略) (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>844.83 ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー(プーリー ブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。) (省略)</p> <p><u>8483.90 - 単独で提示する歯付きホイール、チェーンスプロケットその他の伝動装置の構成部品及び部分品</u> (省略)</p>	<p>844.83 ギヤボックスその他の変速機(トルクコンバーターを含む。)、伝動軸(カムシャフト及びクランクシャフトを含む。)、クランク、軸受箱、滑り軸受、歯車、歯車伝動機、ボールスクリュー、ローラースクリュー、はずみ車、プーリー(プーリー ブロックを含む。)、クラッチ及び軸継手(自在継手を含む。) (省略)</p> <p><u>8483.90 - 部分品</u> (省略)</p>	